

平成 24 年度

特別委員会調査研究結果報告書

議会活性化推進特別委員会

平成 25 年 3 月

豊田市議会

目 次

1 設置の経過	1
2 調査研究事項	2
3 委員会開催状況と内容	2
<他市の状況（視察調査）>	
名古屋市会	4
上越市議会	5
京都市会	7
4 調査研究結果	9
5 提 言	15
6 おわりに	18

　　<議会基本条例 事業別個別調査> 21～55

平成25年3月8日

豊田市議会議長

梅村憲夫様

議会活性化推進特別委員会
委員長 河合芳弘

議会活性化推進特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、「二元代表制の一翼を担い、自治体の最終決定機関である議会には、監視及び評価機能の充実に加え、政策形成能力も求められている。よって、次年度の政策条例化に向け、住民の視点から市の抱える課題及び条例制定までの仕組みづくりについて調査研究する。」という設置目的のもと、平成24年5月17日の本会議において設置されて以来、15回の委員会開催及び先進事例調査などの調査研究を行い、下記のとおり調査結果をまとめた。

記

1 設置の経過

- (1) 平成19年度に議会課題検討特別委員会を設置し、議員提出議案提出に向けた取組について検討を行い、議案制定までの流れ、体制づくり、今後の取組について提言を行った。
- (2) 平成21年5月に豊田市議会基本条例を制定し、その後、同条例の実効性を高めるため、平成21年度に議会条例検討特別委員会や、議会運営委員会で活性化策を検討した。
- (3) 平成22年度及び平成23年度に議会活性化の特別委員会を設置し、豊田市議会基本条例第15条に規定している「市民の議会活動への参画の確保」を踏まえた議会としての取組として、本市議会初となる地域議会報告会及び市民シンポジウムを実施するとともに、全市民を対象とした市民意識調査を実施した。
- (4) 平成23年度、議長の諮問を受けた議会運営委員会において、「豊田市議会基本条例の運用に関する方針」の検討を行い、特別委員会において議会基本条例を評価・検証するとともに、優先的に取り組む必要があるものは、可能なものから実現を図っていくことが望ましいとの結果に至り、議長に提言を行った。

(5) 平成24年5月17日の本会議において、「二元代表制の一翼を担い、自治体の最終決定機関である議会には、監視及び評価機能の充実に加え、政策形成能力も求められている。よって次年度の政策条例化に向け、住民の視点から市の抱える課題及び条例制定までの仕組みづくりについて調査研究する」ための議会活性化推進特別委員会が設置され、次の11名が委員に選出された。

青山さとし、稻垣幸保、大村義則、神谷和利、河合芳弘、小島政直、
庄司 章、羽根田利明、光岡保之、山口光岳、山野辺秋夫

(6) 同日開催の委員会において、委員長に河合芳弘、副委員長に山野辺秋夫を選出した。

2 調査研究事項

(1) 調査研究テーマ及び調査研究項目

本委員会の設置目的を踏まえ、調査研究テーマを「議会基本条例の検証・評価と政策条例化に向けた課題整理及び検討」とし、具体的な調査研究項目として以下の2点について調査研究する。

- 1 議会基本条例の検証及び評価
- 2 政策条例に向けた課題整理、策定すべき政策条例の検討

(2) 調査研究期間

平成24年5月17日～平成25年3月6日

3 委員会開催状況と内容

	期 日	内 容
1	平成24年5月17日（木）	・正副委員長の互選について
2	6月 6日（水）	・調査研究テーマについて ・今後の進め方について ・年間活動スケジュールについて ・行政視察について
3	6月22日（金）	・調査研究テーマについて ・今後の進め方について
4	7月31日（火）	・議員提出政策条例テーマの全議員への依頼 ・議会基本条例の評価及び検証

5	8月17日（金）	・議会基本条例の評価及び検証
6	9月13日（木）	・議会基本条例の評価及び検証
7	9月28日（金）	・委員の派遣について
8	10月26日（金）	・議会基本条例の評価及び検証 ・行政視察について
ー	行政視察 10月30日（火） ～11月1日（木）	・行政視察の実施 ■ 名古屋市／議員発議による政策条例 【集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例】、議会活性化の取組 ■ 新潟県上越市／議員発議による政策条例 【中山間地域振興基本条例】、議会活性化の取組 ■ 京都市／議員発議による政策条例 【自転車安心安全条例】、議会活性化の取組
9	11月7日（水）	・行政視察の意見交換
10	11月29日（木）	・議会基本条例の評価及び検証
11	12月16日（金）	・議会基本条例の評価及び検証 ・議会基本条例の検証による今後の課題について ・議員提出の政策条例テーマの選定について
12	平成25年1月25日（金）	・議員提出の政策条例テーマの選定について
13	2月13日（水）	・再生可能エネルギーについて ・調査研究結果報告書（案）について
14	2月21日（木）	・調査研究結果報告書（案）について
15	3月6日（水）	・調査研究結果報告書（案）について

他市の状況（視察調査）

先進事例を調査するため、以下のとおり名古屋市会、新潟県上越市議会及び京都市会の視察調査を実施。

■ 名古屋市『議員発議による政策条例』、『議会活性化の取組』について

名古屋市会は、平成 22 年 3 月に議会基本条例を制定以降、議会報告会や市民の意見を聴く会を開催し、議会改革推進協議会を設置するなど、様々な議会改革に取り組み、多くの議員発議による政策条例を制定している。

【政令指定市】
人口：226 万 1,377 人
面積：326.43 km²

1. 名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例について

（1）制定に至った経緯

- 平成 22 年 6 月頃から集団資源回収（集団回収）の新聞などの古紙を、契約した回収業者以外の者が無断で持ち去る被害（1 年間で 250 件以上）が発生。
- 集団資源回収による古紙の売却代金は、地域の子ども会、町内会、PTA などの貴重な財源となっており、この無断持ち去りによって、地域活動に影響がでてきている。

（2）条例の内容

平成 23 年 12 月 8 日公布、24 年 7 月 1 日施行、罰則については 10 月 1 日施行。

- 集団回収に出された古紙の第三者による収集、運搬を禁止
- 違反者には勧告及び命令を発する
- 命令違反者には、氏名の公表や過料の処分を行う



（3）制定までの手順

- 住民が持ち去り被害に対する対策を名古屋市（行政）に求めたが、市は民間のことと規制に消極的であった。
- 自民、公明、民主の議員有志により古新聞などの持ち去りに過料を科す条例案を議員提案することを決める。
- 5 会派中 3 会派で 4 回ほど勉強会を実施して法制化する。
- 平成 23 年 11 月定例会に、3 会派から議員提出議案として上程し、可決する。

（4）執行部との調整

- 上程にあたり、事前に市長と協議するが、「費用対効果に疑問がある」、「効果が期待できない」などとして、なかなか同意が得られなかつた。
- 市長が施行期日を明記しないよう修正を求めたが、議会側が押し切つた。

（5）その他

- 議会事務局に法制担当者が配置されており、議員提案の政策条例がつくりやすい環境にある。

2. 議会活性化の取組について

- ・ 毎定例会ごとに各常任委員会において、公募による「市民3分間議会演説制度」を実施している。
- ・ 議会報告会は、平日の夜間に実施している。
- ・ 正副議長が毎定例会に記者会見を実施している。
- ・ 議員提案で成立した条例数は8件である。

【本市に反映できること】

- ・ 予算の編成権は市長にあること、また施策を実施するのは執行部であることから、議員提案の政策条例策定にあたっては執行部の理解、協力が不可欠であり、市民意見を踏まえ、市長、担当部局と協議しながら進めなければならない。
- ・ 議員提案の政策条例は議会として積極的に取り組むべきであるが、条例を制定することが目的ではなく、条例を裏づけとして施策が展開され、その目的が達成されることが重要である。
- ・ 積極的な議員提案の条例制定、公募による「市民3分間議会演説制度」などの議会改革の取組、正副議長が毎定例会に行う記者会見などの議会の見せる化の取組。



■ 新潟県上越市『議員発議による政策条例』、『議会活性化の取組』について

上越市は、面積が本市と同規模であり、合併により多くの山間地域を抱えその振興に課題があるなど、本市におかれている状況と類似している。その課題解決に向け、中山間地域振興基本条例を議員発議により策定し、マニフェスト大賞最優秀成果賞を受賞した。

また、議会基本条例を検証するための委員会を平成24年9月に策定し、検証を行うなど、議会の活性化に積極的に取り組んでいる市議会である。

【特例市】

人口：20万1,230人
面積：973.61km²

1. 上越市中山間地域振興基本条例について

(1) 制定に至った経緯

- ・ 平成17年に周辺の13町村を吸収合併し、「中間農業地域」又は「山間農業地域」として区分されている土地の総面積が市域の68.2%を占めるなど、市域の多くが中山間地域である。
- ・ 65歳以上の住民が50%以上である集落が平成18年には51%であったが、平成22年には70%と増加し、過疎化が進行している。
- ・ 合併地域には今後生活していくうえで様々な不安があり、中山間地域に居住する議員が、一般質問等で中山間地域の実態調査、対策条例の制定などを求めていた。

(2) 条例の内容

平成 23 年 6 月 24 日公布・施行。

市民みんなで中山間地域を支え、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会実現のため、中山間地域の振興は図る。

- ・ 中山間地域の区域の明確化
- ・ 市の責務（総合的かつ計画的に実施）と市民の役割（市に協力、主体的・自主的に振興を図ることの努力義務）
- ・ 中山間地域振興の取組方針及び実施状況を毎年度議会に報告し、市民に公表することを義務付ける
- ・ 総合的窓口となるセクションの設置と専門職員の配置



(3) 制定までの手順

- ・ 平成 20 年に「中山間地対策特別委員会」を設置し、山間地域の実態調査、重要性、抱える課題、振興策の必要性などについて、市民の声を聞き、執行部と調整を図りながら、2年間をかけて条例作成。
- ・ 条例制定に向け作業部会を設置して条文案を作成し、市民の意見を聴く会を市内 9 会場で開催。
- ・ パブリックコメントを実施し、定例会本会議に議員発議の条例案として上程、全会一致で可決する。

(4) 執行部との調整

- ・ 実際に施策を実施するのは執行部なので、納得してもらうことが大切。調整には苦労したこと。
- ・ 市長が選挙の際に「中山間地域対策」を公約に掲げたため、当選後、予算編成において重点テーマの 1 つとされ、議論が活発になる。

(5) その他



- ・ 中山間地域振興を市長が公約に掲げており、市長と議会が一体となって取り組んでいる。
- ・ 平成 23 年度マニュフェスト大賞最優秀成果賞を受賞。
- ・ 条文化には事務局職員の補助が不可欠であり、法制執務能力のある職員を議会事務局に配置する必要性を感じる。

2. 議会活性化の取組について

- ・ 自治基本条例、議会基本条例に基づき市民の意見を聴き、議会の運営に反映させる仕組み、チャートが確立されており、それに沿って活性化が図られている。

【本市に反映できること】

- ・特別委員会の設置から住民との意見交換を重視しながら市長へ提言するなど、条例制定過程における議論がしっかりとなされている。
- ・市民に分かりやすく、馴染みやすくするため、「です・ます調」の文体を用いて条例文を作成。
- ・時間をかけて議員間の協議、執行部の調整を丁寧に行うこと。
- ・条例制定を設置目的に明確に明記した特別委員会の設置
- ・市民の意見を市政に反映する仕組み、チャート

■ 京都市『議員発議による政策条例』、『議会活性化の取組』について

京都市は、議員発議による条例として、平成 22 年 10 月に「自転車安心安全条例」を制定した。

また、平成 16 年の第 1 次議会改革からこれまでに 4 回の改革を進め、現在は第 5 次市会改革に取り組んでいる。平成 24 年 9 月には資料をペーパーレス化（電子メールによる資料送付）するなど、先進的な取組がなされている。

【政令指定市】

人口：147 万 587 人
面積：827.90 km²

1. 京都市自転車安心安全条例について

(1) 制定に至った経緯

- ・京都市はその特性として、大学が多いことから学生の街でもあり、また日本有数の観光地でもあるため自転車の利用者が多く、また高齢化が進んでいることから、自転車事故対策が大きな課題となっていた。
- ・京都市における交通事故発生件数に占める自転車事故の割合は増加傾向にあり、平成 21 年に発生した交通事故では、全体の 25% を自転車事故が占めている。
- ・自転車のマナーの問題、交通事故の問題への市民に意識の高まりを受け、議員提出の初の条例として、「自転車安心安全条例」を策定した。



(2) 条例の内容

平成 22 年 11 月 17 日公布、12 月 17 日施行。

《条例の主な特徴》

- ・自転車小売業者だけでなく、自転車中古販売業者や自転車レンタル業者も対象
- ・自転車損害賠償保険の重要性を強調し、利用者だけでなく、本市及び事業者の責務を規定。
- ・商店街での自転車事故防止のための取組を規定。
- ・自転車交通安全教育を充実するよう、学校や保護者の責務を規定。

(3) 制定までの手順

- ・ 定例会開会の 6 ヶ月前に議会事務局との協議を開始し、3 ヶ月前に原案が提示され、2 ヶ月前に執行部との調整、各会派への説明がなされた後、1 週間前に議案提出。本会議に上程される。
- ・ 公明党が中心となって、関係する業界、商店街などにアンケート調査を実施し、条例案を作成。
- ・ 平成 22 年第 3 回定例会に上程され、一部修正のうえ可決された。

(4) 執行部との調整



(5) その他

- ・ タイミングを逸することなく上程することが大切であり、議員提出での条例制定は時宜を得た条例制定が可能となる。

2. 議会活性化の取組について

- ・ 監視機能の充実や議決権の強化、開かれた市会の推進などの観点から様々な議論を行い、成果を収める。
- ・ 平成 16 年に市会運営委員会の下に設置した「第 1 次市会改革検討小委員会」以降、現在の「市会改革推進委員会」に至るまで、5 次にわたり市会改革の検討組織を設置し、議論を行ってきた。
- ・ 主な検討内容は、議決権の強化、議会運営のルールづくり、政務調査費の公開、海外行政調査の見直し、議会機能の充実、議会の I T 化の推進、出前議会など常任委員会の更なる活性化、開かれた市会・議員待遇・政務調査費など。

【本市に反映できること】

- ・ できることなら全会一致をめざし、丁寧できめ細かい会派間調整の必要性。
- ・ 執行部は所管部局の縦割りの壁があり、多くの部局をまたがる条例は議員提出議案として提出することにより、スムーズにいく場合がある。
- ・ 市民が困っていることを敏感に察知し、施策につなげることが大切。そのために、市民との意見交換、実態調査は重要。
- ・ 条例すりあわせの段階での執行部との調整が段階的に必要。

4 調査研究結果

1 議会基本条例の検証及び評価

1) 評価結果一覧表

条 文	具体的な方策	評価		資料No.
		達成度	方向性	
<p>【前文】</p> <p>豊田市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、豊田市まちづくり基本条例に規定する議会及び議員の責務に基づき、市民の負託にこたえる責務を有している。</p> <p>また、議会は、二元代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、市政経営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められている。</p> <p>近年、国から地方への権限移譲が進み、地方自治体の自己決定権の拡大が進む中で、地域の自主・自律のため、これまで以上に地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。</p> <p>このため、議会は、特別委員会、議会運営委員会等における協議により、議会の活性化を図るためにさまざまな改革を重ねてきたところである。</p> <p>議会は、今後も議会の活性化を積極的に推進し、市政に対する市民の意思の反映に全力を尽くすことを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則、議会と市民及び市長その他の執行機関との関係等に関する基本的事項を明らかにし、議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>				
<p>【第1章 総則】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、もって市民にわかりやすい開かれた議会と市民福祉の向上を実現することを目的とする。</p>				
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市政における最高の意思決定機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ適正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。</p>				
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行の監視及び評価を行うこと。</p> <p>(2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</p> <p>(3) 議会活動を市民に対して説明する責務を有することにかんがみ、市民に対する市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化の取組を積極的に推進すること。</p>	<p>議員提出による政策的な条例づくり</p> <p>議会ホームページの充実</p> <p>議会だよりの充実</p> <p>継続した議会活性化の取組</p>	<p>×</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>○</p>	<p>拡充</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>拡充</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>
<p>【第2章 議員の責務及び活動原則】</p> <p>(議員の責務及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うものとする。</p> <p>3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めるものとする。</p> <p>4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。</p>	<p>本会議での討論・委員会での意見の充実</p> <p>議員研修の実施</p> <p>議会報告会の実施</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>	<p>5</p> <p>6</p> <p>7</p>

条文	具体的な方策	評価		資料No.
		達成度	方向性	
(会派) 第5条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。	各派代表者会議の充実	○	継続	8
2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で合意形成に努めるものとする。 3 会派は、議会活動について、市民に対して説明するよう努めるものとする。	会派・個人による報告会の実施	◎	継続	9
【第3章 議会運営の原則等】 (議会運営の原則) 第6条 議会は、市の基本的な政策決定、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、円滑かつ効率的な運営に努め、合議制の機関である議会の役割を果たさなければならない。	一問一答方式の実施	◎	継続	10
	議会運営委員会の充実	○	継続	11
	常任委員会の活動の充実	○	継続	12
	閉会中の所管事務調査の積極的な実施	△	拡充	13
	議会報告会の実施	○	継続	7
	市民シンポジウムの実施	○	継続	14
【第4章 議会と市長等の関係】 (市長等との関係) 第8条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と共に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。	市長との関係	△	継続	15
	確認の機会の付与	◎	継続	16
	基本的計画の議会への説明	◎	継続	17
	議会で議決すべき事件の拡大	◎	継続	18
(監視及び評価) 第11条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもつて行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。	適切な監視及び評価の実施	○	継続	19
	議会機能の強化	○	継続	20
	調査権の行使	○	継続	21
2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。	専門的知見の活用	×	拡充	22
【第5章 議会機能の強化】 (議会機能の強化) 第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。	調査権の行使	○	継続	21
	専門的知見の活用	×	拡充	22
10 (審査・調査活動等)				
第13条 議会は、議会が持つ調査権に基づき、市政の課題に関し必要に応じて調査活動を行うものとする。				
2 議会は、議案の審査又は市長等の事務に関する調査を行うため、学識経験を有する者等に対し、必要な専門的事項に関する調査を行わせることができる。				

条文	具体的な方策	評価		資料No.
		達成度	方向性	
(政務調査費) 第14条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。 2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務調査費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3 政務調査費に関しては、別に条例で定めるところによる。	使途基準及び額の検証 適正な支出の確認	◎ ◎	拡充 継続	23 24
【第6章 市民と議会の関係】 (市民の議会活動への参画の確保) 第15条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、公聴会等の制度の活用に努めるものとする。	議会報告会の実施 市民シンポジウムの実施 市民意識調査の実施 参考人の招致 公聴会の実施	○ ○ ○ × ×	継続 継続 継続 拡充 拡充	7 14 25 26 27
(広報広聴機能の充実) 第16条 議会は、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めるものとする。	議会ホームページの充実 議会だよりの充実 市民意識調査の実施 その他の媒体の検討	○ ◎ ○ △	継続 継続 継続 継続	2 3 25 28
(委員会等の公開) 第17条 議会は、開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開するものとする。	委員会会議録の公開 委員会等の映像配信	○ ×	継続 拡充	29 30
(議会活動に関する資料の公開) 第18条 議会は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則として公開し、会議録については、議会図書室その他議長が適当と認める場所に備え付け、閲覧に供するものとする。	会議録等議会活動資料の公開	○	継続	31
【第7章 議員の政治倫理】 第19条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。	議員政治倫理条例の制定	◎	継続	32
【第8章 事務局機能の強化】 第20条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。	事務局機能の強化	○	拡充	33
【第9章 最高規範性】 第21条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	最高規範性の維持	○	継続	34
【第10章 補則】 (条例の見直し) 第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。	条例の評価・検証の実施	○	継続	35
附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則 この条例は、平成22年10月1日から施行する。				

2) 個別評価表

別添、資料編（20ページ以降）を参照

2 政策条例に向けた課題整理、策定すべき政策条例の検討

1) 政策条例に向けた課題整理

《議員提出議案を制定する目的・意義》 [H19 議会課題検討特別委員会]

- 市民、地域と近い関係にあって、地域課題を把握した上で、多様な市民意見を調整できる合議制という議会の特質が生かされる
- 市長提出の条例案等に対し、より審議を深め、場合によっては修正を加えるなどの審議能力の向上及び議会の活性化が図られる

①これまでに本市議会が策定した政策的な議員提出条例

- ▶ 豊田市議会基本条例（平成 21 年 5 月 18 日条例第 36 号）
- ▶ 豊田市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 22 年 3 月 24 日条例第 34 号）
- ▶ 豊田市議会議員政治倫理条例（平成 22 年 5 月 13 日条例第 40 号）

②他市議会において制定した政策条例

【平成 23 年度】

中核市	柏市空き家等適正管理条例	柏市
	柏市自殺対策推進条例	横須賀市
	横須賀市中小企業振興基本条例	西宮市
	西宮市第三セクター等への関与に関する条例	西宮市
	倉敷市飼い犬ふん害防止条例	倉敷市
政令市	倉敷市災害対策基本条例	
	名古屋市がん対策推進条例	名古屋市
	名古屋市公開事業審査の実施に関する条例の一部改正	
	名古屋市集団回収における古紙の持ち去り防止に関する条例	
	大阪市中小企業振興基本条例	大阪市
	堺市子どもを虐待から守る条例	堺市

【平成 22 年度】

中核市	大分市子ども条例	大分市
	高知市歩きたばこ等の防止に関する条例	高知市
	富山市安全で安心なまちづくり推進条例	富山市
	柏市がん対策基本条例	柏市
	盛岡市商店街の活性化に関する条例	盛岡市
政令市	岡山市がん対策推進条例	岡山市
	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	大阪市
	京都市自転車安心安全条例	京都市
	名古屋市公開事業審査の実施に関する条例	名古屋市
	予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例	
	静岡市ものづくり産業振興条例	静岡市
	川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例	川崎市
	横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例	横浜市
	さいたま市商業等の振興に関する条例	さいたま市

議案制定までの流れ、体制づくりについては、平成 19 年度議会課題検討特別委員会における検討結果を踏まえて行う。

2) 策定すべき政策条例の検討

二元代表制の一翼を担う議会として、住民の視点から市の抱える課題等を鑑み、策定すべき政策条例のテーマを各会派等で検討し報告を依頼したところ、以下の11件について、提案があった。

分野	条例案	内 容	所管部局
環境	環境を守り育てる条例の改正	環境の変化に適応した条例への見直し ①歩きたばこ等の防止 ②ごみの持ち去り禁止 ③ごみのポイ捨て防止 ④快適な生活環境の確保	環境部
	集合住宅建築におけるゴミステーションの設置	<ul style="list-style-type: none"> ✚ アパート、マンション単位で独立した専用ステーションの設置を義務付け ✚ アパート、マンションのゴミステーション設置・維持管理について、施工主・管理会社の責任を義務付け ✚ 住民のゴミ出しルールの指導・周知 	
健康	がん対策推進条例	<p>がんの予防を一層推進する ①市民のがんに対する知識を高める ②子どもたちへのがん教育の推進 ③がん患者や家族を社会全体で見守り、その負担を和らげる環境が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ✚ がん検診無料クーポン事業の恒久化や検診種目の拡大 ✚ 働く世代や小児がん対策の強化、がん教育の実施 ✚ 胃がん対策や肝炎ウィルス検査の普及・啓発 ✚ 緩和ケアの実施を「治療の初期段階」から「がんと診断された時」へと変更 ✚ 成人喫煙率と受動喫煙の防止の数値目標を設定 	福祉保健部
	口腔保険条例（歯と口の健康づくり条例）	<p>「8020運動」の発祥の地として、地域特性に基づいた独自の条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市、歯科医師、健保組合等、市民の責務の規定 ②知識等の普及啓発 ③歯科検診の勧奨等 ④歯科疾患予防のための措置等 ⑤口腔健康に関する調査研究の推進等 ⑥財政上の措置等 ⑦口腔保険支援センターの業務等 	
地域	都市内分権推進（中山間地域振興・活性化）	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 市の責務、市民の役割 ✚ 施策の策定などに関する指針、施策の取組方針 ✚ 推進体制の整備 ✚ 財政上の措置 ✚ 年次報告 	総合企画部
	中山間地域振興基本条例	理念条例にとどまらない実効性のある条例	

分野	条例案	内容	所管部局
エネルギー 一	再生可能エネルギー（活用）推進条例	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 基本理念 ✚ 市の責務、市民・地域・企業の役割 ✚ 施策策定指針、取り組み方針 ✚ 推進体制 ✚ 財政上の措置、年次報告 	総合企画部
		<ul style="list-style-type: none"> ✚ 市、市民、事業者の責務 ✚ 基本方針、基本計画 ✚ 地域資源の活用 ✚ 事業の誘導、促進及び関連産業の振興 ✚ 財政上の措置 	
産業	中小企業振興基本条例	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 中小企業者、大企業者の役割 ✚ 市民の理解と協力 ✚ 市の中小企業振興に関する施策 ✚ 市の財政上の措置 	産業部
選挙	常設型の住民投票条例	<ul style="list-style-type: none"> ✚ 有権者の一定数（例：1/10）以上の署名をもって自動的に住民投票を行う。投票できるのは20歳以上の国民 ✚ 住民投票の結果を市長、議会は最大限に尊重する ✚ 投票の判断に必要な情報の提供 	総務部

5 提 言

本特別委員会の設置目的を踏まえ、次年度以降の取組みを以下のとおり提言する。

1 議会基本条例の検証及び評価

«議会基本条例の検証による今後の課題»

1) 議員提出による政策条例の策定

議員は、市民、地域と近い関係にあり地域課題を把握しやすいため、議員提出による政策的な条例づくりは、多様な市民意見を反映させる合議制機関という議会の特質が生かされる点において大変意義がある。また、議会自らが条例づくりをする経験は、審議能力の向上にもつながり、今後の議会改革の進展と議会基本条例の具現化のためにも、早急に取り組むべき課題である。

本市議会では、平成19年度の特別委員会においてこの議員提出による政策的な条例づくりについて調査研究し、その翌年に議会に関する条例を議員提出により制定したが、政策的な条例はまだ制定していない。

次年度、議員提出による政策条例策定に向け取り組むべきと考える。

なお、条例制定にあたっては民意の把握・確認に努めるとともに、執行部との調整、全会一致に向けた会派間協議、議会の体制強化に留意する必要がある。

2) 市民の意思を反映した議会運営の実現

議会は市政における最高の意思決定機関として市民の意思を市政に反映させることが重要である。

議会に関する市民意識調査を平成23年度に初めて実施したが、市民の議会に対する意識や考え方、情報の提供手段・到達度などを知るうえで大変重要な調査であった。

選挙には行くが、市議会には関心がない市民の割合が高く、市議会に関心を持つ市民のすそ野を広げるための方策はしっかりと研究する必要がある。議会としての活動のほか、会派や各議員の活動においても、市民の意見や要望を直接聞く機会の創出など、積極的に市民の意思の把握に努めていくことが重要である。

3) 委員会による所管事務調査の充実

議会の責務として市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能を果たすことを豊田市まちづくり基本条例に明記しており、議会運営委員会及び各常任委員会はその所管事務について、定例会会期中のみならず常に監視機能を果たすことが求められている。

現在、本市議会では一般質問や議案審査を中心に市政に関する監視機能を果たしているが、常任委員会による閉会中の所管事務調査については事件・事故に関する内容が中心で、所管事務における重要課題についての調査（執行部

からの聞き取り、現地確認、関係者等意見聴取など) や研究(専門家による研修) 等は、あまり実施していない。

今後は、所管事務調査を積極的に行っていく必要があり、その際、専門的な知見の活用や、状況に応じて参考人制度や公聴会制度が考えられる。

4) 二元代表制を意識した議会権能の向上と事務局機能の強化

議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案や政策提言をすることを議会基本条例に規定している。

市民の立場に立った政策立案や政策提言を議会側から積極的に行っていくことが重要であり、将来に渡って議会権能の強化を図っていく必要がある。議会召集権、議会予算に関する権利、事務局に対する人事権、政務調査活動のあり方や正副議長を支える体制(議会運営委員長、常任委員会委員長の役割、权限、協力体制)、法制執務能力を備えた事務局職員の配置などの事務局機能の強化を図る方策を検討していく必要がある。

5) 市民への情報発信の充実(議会の見せる化)

市議会への関心が低いという市民意識調査の結果を踏まえ、今後はいかにしたら市議会に関心を持たれるかを意識した「議会の見せる化」が重要である。

市議会だよりや議会ホームページの策定、ケーブルテレビ・FMラジオによる議会中継、地域市議会報告会や市民シンポジウムの開催などに際し、見せ方の工夫をしていく必要がある。

今後、可能性のある広報広聴媒体である情報通信技術(ICT)を駆使した情報の受発信の導入についても調査研究するなど、女性や若年層をもターゲットに、多様な方法による情報発信を強化していくことも重要である。

6) 議会活性化の取組の継続

本市議会は、「市民にわかりやすい開かれた議会」を実現するため、様々な議会活性化に向けた取組を実施してきた。しかし、市民意識調査によると議会基本条例を知っている市民の割合が低いなど、議会の活性化に対する市民の認知度が大変低いことが判明した。

今後は、議会基本条例の下、議会活性化に引き続き取り組み、市民の目線に立って、真の二元代表制の確立に向けた地方自治のあり方を模索しながら、一歩一歩前進していく必要がある。

2 策定すべき政策条例について

本特別委員会として、次年度に政策条例として制定すべきテーマを以下のとおり提言する。

『再生可能エネルギー推進条例』

【提言理由】

豊田市議会として初めて、議員提出で出す条例であること、また、テーマの絞込みを会派等ではなく特別委員会として行うことを考えると、以下の5点を考慮すべきと考える。

- ① 多くの市民に賛同が得られること
- ② 条例として提案するタイミングが良いこと
- ③ 豊田市らしさ（独自性）が出せるものであること
- ④ 執行部との連携により、実効性のある条例になることが見込まれること
- ⑤ 初めての議員提出条例として、特別委員会として提案する適当な内容であり、議員間の合意が得られること

	①	②	③	④	⑤	総合評価
環境を守り育てる	○	△	△	△	△	△
ゴミステーション	△	△	○	△	△	△
がん対策	○	△	△	△	△	△
口腔保健	○	△	△	△	○	△
中山間地振興	△	△	○	△	△	△
再生可能エネルギー	○	○	◎	○	◎	◎
中小企業振興	△	△	△	△	△	△
住民投票	○	△	△	△	△	△

その他の要素として、緊急度、重要度、費用対効果も考慮すべきと考えるが、緊急度においては、速やかな実施は求められるものの、その差は大きくない。また、議員が必要との認識により提案されたものであり、どれも重要であると思われ、費用対効果についても著しい差はないと思われる。

なお、今回は議員提出の初めて案件であり、特別委員会からの提案ということで、「再生可能エネルギー推進条例」の制定を提言することとしたが、各会派から提案されたテーマはどれも重要であり、今後、各会派から議員提出議案として、提案していくことは積極的に行っていくべきと考える。

6 おわりに

豊田市議会は、「市民に開かれたわかりやすい議会」を目指して、年度ごとにテーマをもって継続的な議会活性化の取組を進めている。本市議会の最高規範として「豊田市議会基本条例」を平成21年5月に制定して以来、はや4年が経とうとしており、条例の実効性を高めるため、各条項に規定されている内容の具現化に向けた評価・検証をすべきとして、昨年度の議会運営委員会から申し送られた。本特別委員会では、全22条からなる議会基本条例について、具体的な取組を個別評価表において現状を取りまとめ、今後の課題や方向性について整理をした。今回、議会活動を基本条例というものをさしで評価・検証することで、改めて議会のあり方や議会に求められているものを客観的に見つめ直す良い機会となった。議会改革の必要性が叫ばれる昨今、取り巻く環境や時代のニーズ・市民の意見をしっかりと見つめ、耳を傾けて一歩ずつ着実な歩みを続けていかなければならない。特に今回の評価・検証において、不十分や未実施として拡充・継続を求めるものについては、今後速やかに実施に向けて検討をお願いしたい。

また、特別委員会の設置目的でもある、次年度以降の議員提案による政策条例化に向けては、住民の視点から本市の課題の整理をするべく、全議員に呼びかけ、会派等を通じて広く市民意見の集約をすることとし、約4か月の時間をかけて、政策条例化のテーマを募集した。この作業を通じて、各議員においては日ごろからの問題意識や市民・団体との意見交換などを通じた広聴活動の成果を発揮し、それをもとに会派等においては課題整理や政策形成をするといった、条例制定にかかる一連のステップを実践する機会を得ることができたと思う。その結果、環境、健康、エネルギーなど6分野、11件の条例化に対する提案があり、本特別委員会では環境モデル都市である本市の強みや喫緊の課題であることを勘案し、「再生可能エネルギー」を政策条例として制定すべきテーマとして提言をした。

次年度以降はこの「再生可能エネルギー」というテーマについて、更なる調査や条例草案の作成といった具体的なステップをお願いしたい。その過程では、執行部を始め関係団体との調整や意見交換が必要であり、また同時に議会内においても十分な議論が求められる。喫緊の課題であるため、スピード感をもって臨んでいただきことを期待する。

そして、何より忘れてはならないことは、条例を策定することが目的ではなく、市民の意思を条例やそれに基づく施策に反映させ、その結果として市民福祉の向上を図ることが目的であるという視点である。そのためにも、執行部との連携により実効性のある条例を目指すとともに、条例策定後の評価や確認方法も含めて検討をし、本市議会初の議員提案による条例を制定していただきたい。

議会基本条例 事業個別評価

『目次』

	ページ数
No. 1 議員提出による政策的な条例づくり [第3条]	2 1
2 議会ホームページの充実 [第3条・第16条]	2 2
3 議会だよりの充実 [第3条・第16条]	2 3
4 繼続した議会活性化の取組 [第3条]	2 4
5 本会議での討論・委員会での意見の充実 [第4条]	2 5
6 議員研修の充実 [第4条]	2 6
7 議会報告会の実施 [第4条・第7条・第15条]	2 7
8 各派代表者会議の充実 [第5条]	2 8
9 会派・個人による報告会の実施 [第5条]	2 9
10 一問一答方式の実施 [第6条]	3 0
11 議会運営委員会の充実 [第6条]	3 1
12 常任委員会の活動の充実 [第6条]	3 2
13 閉会中の所管事務調査の積極的な実施 [第6条]	3 3
14 市民シンポジウムの実施 [第7条・第15条]	3 4
15 市長等との関係 [第8条]	3 5
16 確認の機会の付与 [第9条]	3 6
17 基本的計画の議会への説明 [第10条]	3 7
18 議会で議決すべき事件の拡大 [第10条]	3 8
19 適切な監視及び評価の実施 [第11条]	3 9
20 議会機能の強化 [第12条]	4 0
21 調査権の行使 [第13条]	4 1
22 専門的知見の活用 [第13条]	4 2
23 使途基準及び額の検証（政務調査費） [第14条]	4 3
24 適正な支出の確認（政務調査費） [第14条]	4 4
25 市民意識調査の実施 [第15条・第16条]	4 5
26 参考人の招致 [第15条]	4 6
27 公聴会の実施 [第15条]	4 7
28 その他媒体の検討 [第16条]	4 8
29 委員会会議録の公開 [第17条]	4 9
30 委員会等の映像配信 [第17条]	5 0
31 会議等議会活動資料の公開 [第18条]	5 1
32 議員政治倫理条例の制定 [第19条]	5 2
33 事務局機能の強化 [第20条]	5 3
34 最高規範性の維持 [第21条]	5 4
35 条例の評価・検証の実施 [第22条]	5 5

議会事業評価報告(個別評価)

【No.1】

事業名		議員提出による政策的な条例づくり			第 3 条	
評価	達成状況	×	◎ 達成	○ほぼ達成 △ 不十分 ×未実施		
	今後の方針性		1	1. 拡充	2. 継続	3. 改善
				5. 終了	6. 休止	7. 廃止

【評価説明】

市民の多様な意見を反映するという議会本来の機能をどのように実現するかは、議会にとって大きな課題である。議員は、市民、地域と近い関係にあって、地域課題を把握しやすく、議員提出による政策的な条例づくりは、多様な市民意見を反映させる合議制機関という議会の特質が生かされる点において、大変意義のあることであり、これを実現することにより、より市民に信頼されるに存在になりうる。

また、議会自らが条例づくりをする経験は、審議能力の向上にもつながり、今後の議会改革の進展と議会基本条例の具現化のためにも、今こそ取り組むべき課題といえる。

本市議会では、この議員提出による政策的な条例づくりの検討は、平成19度の議会課題検討特別委員会において調査研究し、議会に関する条例について、議員提出により制定した。

○議会課題検討特別委員会（平成19年度）

- ・ 議案制定までの流れを図式化した資料を作成
- ・ 議案制定に必要な体制づくりを提言（議会の調査活動や能力向上に向けた取組、事務局機能の強化、市民、有識者等との連携）
 - <平成20年以降に制定した議員提出議案>
 - + 議会基本条例の制定（平成21年5月）
 - + 議会の議決すべき事件に関する条例（平成22年3月）
 - + 議員政治倫理条例（平成22年5月）

《今後の課題》

- ・ 今年度の議会活性化推進特別委員会における、市民意見を反映した政策条例テーマの絞込み
- ・ 次年度における議員提出による政策条例策定に向けた、議会の体制、民意の確認、条例素案の作成、執行部との調整、全会一致に向けた会派間協議

議会事業評価報告(個別評価)

【No.2】

事業名		議会ホームページの充実			第3条、第16条	
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施	1. 拡充 2. 継続 3. 改善 4. 縮小 5. 終了 6. 休止 7. 廃止	
	今後の方針性					

【評価説明】

《これまでの取組》

平成 14 年 7 月 1 日から開始。

- 平成 15 年 7 月 1 日より会議録検索システムをリンク
- 平成 18 年 6 月定例会から録画映像放送を開始
- 平成 24 年 4 月 1 日リニューアル
 - ・新コンテンツ「議会活性化への取組」を追加し、これまでの議会活性化への取組を紹介するとともに平成 23 年度から開始した地域議会報告会や市民シンポジウムなどの情報を掲載
 - ・子ども用市議会ページを開設。「僕と私のページ」として、次代を担う子ども達を対象に、議会の役割などについて説明
 - ・議員名簿を 50 音別、委員会別、会派別の名簿で作成
 - ・意見書・決議を掲載
 - ・文字の大きさや背景色を変更する機能を追加し閲覧補助機能を強化
 - ・ホームページイメージキャラクター「市議会ペンギン」を作成

《トップページへのアクセス数》

平成 19 年度 : 23,945、平成 20 年度 : 22,822、平成 21 年度 : 24,405

平成 22 年度 : 45,677、平成 23 年度 : 76,390

《外部評価》

- 市民意識調査〔平成 23 年 11 月郵送実施、20 歳以上の市民(無作為抽出)、回収率 61.7%〕
 - ・「市議会ホームページを見たことがある」は 10.1%、「時々見る」と合わせても 13.7%で閲覧者は少ない。
 - ・読んでいる人の年齢別では、40~50 代で割合が高く、高齢になるほど「見たことがない」割合が低くなり、関心があれば一般的にパソコンに疎い高齢層でもホームページを利用している。

《今後の課題》

- ・市民意識調査結果などの市民意見を踏まえ、より充実する必要がある。
- ・閲覧数を今後どうやって増やすか
- ・今後、可能性のある広報広聴媒体である情報通信技術を駆使した情報の受発信の導入についての調査研究
- ・常任委員会や議案質疑などについてのビデオ・オン・デマンドによる中継の検討
- ・一般質問のインターネットリアルタイム中継の実施の検討

議会事業評価報告(個別評価)

【No.3】

事業名		議会だよりの充実				第3条、第16条	
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施			
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小	

【評価説明】

《これまでの取組》

111号の議会だよりを発行【平成4年5月臨時会号（創刊号）～平成24年6月定例会号】

- 議会だよりを「広報とよた」から独立させ、縦書き・右綴じから横書き・左綴じに変更し、読みやすさの向上を図る【平成17年5月臨時会号～】
- 効率的に発行し、市民に読みやすく親しみやすい紙面とするため、原稿作成編集作業の外部委託化を開始【平成18年3月定例会号～】
- 市民意見を踏まえ、一般質問答弁者（〇〇部長）を掲載【平成19年9月定例会号～】
- 市民から問合せのあった内容をQ&Aとして記載【平成20年12月定例会号～】
- 読みやすさ向上のため、文字の書体にUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を採用【平成22年6月定例会号～】
- 中学生などにも議会に興味を持つてもらえる紙面づくりに心がけ、トップインフォメーションのスペースを用いて、議会に関する特集を組む。【平成22年6月定例会号～】
〔例：市議会へ行こう！市議会の仕組み、市議会を体験しよう、議員の仕事（定例会編）〕

《外部評価》

○ 全国中核市議會議長会 議会報コンクール

平成19年度-審査員特別賞、平成20年度-優秀賞、平成22年度-審査員特別賞

<審査員コメント>

横組みで洗練されたレイアウト。モノクロだが見やすさ、読みやすさは抜群。これならカラーでなくても読者を引き付けるのではないか。イラストをふんだんに使い楽しい。質疑も読みやすくまとめている。見出しにもう少し気を配れば文句なし。

○ 市民意識調査【平成23年11月郵送実施、20歳以上の市民（無作為抽出）、回収率61.7%】

- ・ 「市議会だよりを全部読んでいる」は5.1%、「関心がある記事だけを読んでいる」を合わせると約半数近くが読んでいる。
- ・ 読んでいる人の年齢別では、20代で23%であるが、高齢になるほど割合が高くなり、65歳以上では60%である。
- ・ 「議会だより」を知っているが、読んでいない人に「どのような内容であれば読むか」との質問に、①わかりやすい内容、②議会や議員活動に関する情報、③市民生活に身近な内容、等の意見あり。

《今後の課題》

- ・ 市民意識調査結果などの市民意見を踏まえ、より充実する必要がある。
- ・ 紙面構成、内容のリニューアルの検討

議会事業評価報告(個別評価)

【No.4】

事業名		継続した議会活性化の取組			第 3 条
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ほぼ達成	
	今後の方針性		△ 不十分	×未実施	
		1	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止 4. 縮小

【評価説明】

《これまでの主な議会活性化の取組》

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 平成 3～9 年度 | ・広報とよたからの「議会だより」の独立 |
| | ・ひまわり CATV 議会中継・市の HP への議会情報掲載 |
| 平成 10～11 年度 | ・傍聴者への資料配布 |
| | ・議会情報公開 |
| 平成 12～14 年度 | ・政務調査費条例 |
| | ・議員定数条例 |
| 平成 15～17 年度 | ・一問一答・対面方式の導入 |
| | ・議会のあり方検討、費用弁償の廃止 |
| 平成 18～現在 | ・インターネットによる議会中継 |
| | ・傍聴者席にテレビモニター設置 |
| | ・議会基本条例の制定 |
| | ・市民意識調査の実施・議会 HP のリニューアル |
| | ・地域議会報告会、市民シンポジウム開催 |

本市議会は「市民にわかりやすい開かれた議会」を実現するため議会基本条例を制定し、議会改革を進めている。しかし、平成 23 年度に実施した市民意識調査において、市議会に関心のある市民は約 31 %、議会基本条例を知っている市民は約 6 %であり、議会に対する市民への認知度は大変低いことが判明した。

よって、市民が市議会に関心を持てるような“見せる化”を意識して、今後も引き続き議会改革に取り組むべきである。

《今後の課題》

- ・市議会に関する情報の積極的な発信（市民への“見せる化”を意識）
- ・市民意識調査の結果を踏まえた課題の整理と課題解決に向けた取組
- ・議会改革に対する中長期ビジョンの作成とそれを踏まえた今後の議会改革計画の作成
- ・投票率の高さが議会への関心につながらない原因の調査・研究

議会事業評価報告(個別評価)

【No.5】

事業名		本会議での討論・委員会での意見の充実				第 4 条
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方向性		1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、積極的な議論に努めることとされている。

本市議会では、各会派の代表者及び諸派議員の全員が毎定例会において積極的に討論を実施している。また、常任委員会においても、必要に応じて意見を実施している。

《実施概要》

	討 論	意 見
通告制	有 (前日の午後2時まで)	無
登壇制	有 (演壇)	有 常任委員会 (自席) 予算決算委員会 (指定席)
発言時間	制限なし	制限なし
発言順序	議長が定める	委員長の指名
立場表明	反対又は賛成	反対又は賛成

《今後の課題》

- 討論は、本来、議員に賛同を求めるものであるが、執行部への意見、要望などになっていることがある。各会派、個人での認識の徹底が必要。
- 意見については、議案の説明、前置きが多くなる傾向があり、発言内容が簡潔明瞭でない場合がある。
- 執行部が同席しない場において、議員間討議を行うことの必要性についての協議

議会事業評価報告(個別評価)

【No.6】

事業名		議員研修の実施				第 4 条
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ ほぼ達成	△ 不十分	× 未実施
	今後の方向性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善
				5. 終了	6. 休止	7. 廃止

【評価説明】

豊田市議会基本条例第4条第2項によると、「議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を把握し、市民の代表としてふさわしい活動をおこなうものとする」と規定している。

地方主権推進の観点から地方議会は、更なる重要な役割を担うこととなり、議会や議員に求められる責務に対応するためにも、不斷の努力をすべきであり、議員研修を充実・強化していくことは、引き続き必要と考える。

なお、豊田市議会では、講演会を主に昭和43年から随時開催してきた。

《実施概要》

●これまでの実施経過<市町村合併以後の開催状況>

- 平成17年3回（地方分権と地方議会、三位一体改革と豊田市など）
- 平成18年3回（地方分権と自治体改革、地方分権と議会改革など）
- 平成19年3回（医療の現状、議会人のための危機管理、政策提案型議会など）
- 平成20年3回（議会基本条例の考え方、新しい公共、CO₂削減への取組など）
- 平成21年3回（議員定数に関するシンポジウム、豊田市の経済状況など）
- 平成22年3回（議員政治倫理、安永川事業説明、保健・医療・福祉のネットワークなど）
- 平成23年3回（東日本大震災、議会活性化シンポジウム、中央保健センターの視察など）

上記のほか、パソコン研修、西三河四市議会議員合同研修会や尾三十一市議員合同研修会を年1回開催している。

《今後の課題》

- ・時代や市民のニーズを踏まえた研修テーマの選定
- ・テーマ選定にあたっての議員要望等の反映
- ・講演や視察だけではなく、議員間における討論形式等、新たな研修方式の検討・実施

議会事業評価報告(個別評価)

【No.7】

事業名		議会報告会の実施				第 4・7・15 条
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ほぼ達成	△ 不十分	×未実施
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善
			5. 終了	6. 休止	7. 廃止	

【評価説明】

平成 22 年度に議会活性化特別委員会を設置し、実施要綱案を作成。それを踏まえ翌年度に議会活性化推進特別委員会を設置し、実施方法を検討。以下のとおり 2 回実施した。

第 1 回 平成 23 年 10 月 22 日（土） 午後 1 時～2 時 30 分
藤岡南交流館 多目的ホール 一般参加者 107 人

第 2 回 平成 23 年 11 月 19 日（土） 午後 2 時～3 時 30 分
豊田市福祉センター 41 会議室 一般参加者 60 人

内容：議会活性化の取組紹介、9 月定例会報告（報告、会場質疑）、意見交換

<今後の取組内容（H22・23 議会活性化推進特別委員会提言）>

- ・議員任期 4 年間で、市内すべての地域自治区単位で実施
- ・実施時期は予算決算審査が行われる 3 月、9 月定例会について報告
- ・報告内容は定例会で審議した議案を各常任委員会から報告
- ・議会活性化の取組の紹介は関心のある市民が多いことから、しばらくは実施
- ・企画・決定は議会運営委員会、運営は各常任委員会において実施

《実施による反省点》

- ・PR 不足や準備不足も含め、市民が求める議会報告会との乖離
- ・議会側からの一方的な報告となっていたのではないか（アンケートより）
- ・議会の権能向上のためにも、今後も地道に説明責任を果たしていく必要あり

《今後の課題》

- ・議会報告会は議会としての情報発信であり、議員個人の考えではなく定例会の内容を公平に正しく、そしてわかりやすく伝えることが大切
- ・今後の開催 PR を色々な媒体を使って行い、一人でも多くの市民の参加を促す
- ・報告会の回数、地域の拡大などについても検討すべき
- ・運営体制の再検討（例えば議会報告会運営委員会）や今後の議会活性化推進特別委員会の係り方
- ・実施により明らかとなった課題（報告内容及び方法の改善等）をどのように解決していくか

議会事業評価報告(個別評価)

【No.8】

事業名		各派代表者会議の充実				第 5 条	
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ ほぼ達成	△ 不十分	× 未実施	
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善	4. 縮小
				5. 終了	6. 休止	7. 廃止	

【評価説明】

会派とは、議員が議会活動を行うために、政策を中心とした同一理念を共有する議員で結成され、豊田市議会基本条例第5条に規定されている。

各派代表者会議は法による根拠はないが、議会全般の諸問題について各会派間の意見調整のために、それぞれの議会の慣例によって、実質的に運営されている。

《実施概要》

<各派代表者会議に関する本市議会の申し合わせ事項等>

- ・議長、副議長、議会運営委員長、会派代表者で構成し、必要に応じて議長が招集する。
- ・各派代表者会議の会派代表者は、下記の割当てとする。

【会派構成員と各派代表者】	3～9人→1人、	10～19人→2人
	20～29人→3人、	30人以上→4人

- ・会派代表者が都合により欠席する場合は、あらかじめ指定した代理者1名が出席することができる。
- ・各派代表者会議が必要であると判断したときは、会派に所属しない議員（諸派）のオブザーバー出席を求めることができる。
- ・各派代表者会議における協議事項は、下記のとおりとする。

※各会派の連絡調整に関する事項。

- ①身分、人事に関する事項
 - ②議員親睦（慶弔含む）に関する事項
 - ③議会運営委員会からの調整依頼事項
 - ④その他各会派の連絡調整を必要とする事項
- ・各派代表者会議の決定は、全会一致とする。

《今後の課題》

- ・現在は必要に応じて開催されているが、今後は各会派からの議員提案も見据え、定期開催も検討すべき。
- ・現在は議長が招集し、副議長の進行により会議を行っているが、会派間の調整というその使命を考えると、正副議長以外の調整役により招集・進行する方法がよいのではないか。
- ・会派に属さない議員（諸派）のオブザーバー出席を規定する申し合わせはあるが、出席に関わらず、協議内容によっては意見を聞くことも必要ではないか。
- ・一般議員から公開請求が出た場合の対応を考えておく必要がある。

議会事業評価報告(個別評価)

【No.9】

事業名		会派・個人による報告会の実施				第 5 条	
評価	達成状況	◎	◎ 達成	○ ほぼ達成	△ 不十分	× 未実施	
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善	4. 縮小
				5. 終了	6. 休止	7. 廃止	

【評価説明】

各会派・個人においては、地元地域や支援団体などに対し、回数や場所、方法などに違いはあるが、それぞれ個々に合わせた議会報告会を開催している。

議会での審議について、議員自身により説明することは非常に重要であり、同時に行う市民との意見交換は、市民の声を聞く大変重要な機会と捉えており、今後も引き続き実施すべきと認識している。

《実施概要》

・自民クラブ

地元支援者を中心に定期的に「市政報告会」等を実施。個人として実施する場合、会派として実施する場合あり。

・市民フォーラム

支援者、支援団体を中心に定期的に「市政報告会」等を実施。

・公明党

党員等の支援者を中心に定期的に「市政報告会」等を実施。

・諸派（日本共産党、豊田市民の会、みんなの党）

支援者、支援団体を中心に定期的に「市政報告会」等を実施。

《今後の課題》

- ・議会審議内容、市政に関する報告、地域に関する意見交換も重要ではあるが、今後の豊田市の姿・未来の不安・今後の課題なども、広く議論を交わすことも必要。
- ・市議会を身近に感じてもらうためにも、市民との共働による市政の実現のためにも、できるだけ多くの報告会を開催。
- ・出席してよかったですと思える市政報告会にするための工夫
- ・報告会で出た質問や意見に対して、直ちに答えることができたことに対する回答の方法

議会事業評価報告(個別評価)

【No.10】

事業名		一問一答方式の実施				第 6 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

豊田市議会基本条例第6条第2項によれば、「議会は一問一答方式による質問の実施等、市民にわかりやすい運営を行うものとする」と規定している。

《導入までの経緯》

- 平成15年の議会活性化特別委員会において、「わかりやすい一般質問の方法」について調査研究がなされ、一問一答方式による答弁を提言
- 議場に対面式質問席を設置し、平成17年3月市議会定例会から一問一答方式による答弁が可能となる（従来の一括質問一括答弁方式も可能であるが、ほとんどが一問一答方式により実施している）

《一問一答方式のメリット》

- 質問場所への移動時間が減り、質疑の進行がタイムリーになる
- 質問した内容とそれに対する答弁がわかりやすく、議員及び傍聴者への理解促進につながる
- 質問に対する答弁漏れがなくなる

《傍聴者アンケート》

- 導入した平成17年3月市議会定例会における傍聴アンケートによると、今までよりわかりやすくなったが72%
- 平成23年度の傍聴アンケートによれば、議員の質問内容に対する理解度は約82%、市の答弁内容に対する理解度は約57%

《今後の課題》

- 代表質問への一問一答方式導入の検討

《その他一般質問に対する課題》

- 質問項目（件数）を絞り、密度の高い質問の実施
- 英語、横文字、専門用語は避けた、わかりやすい表現
- 市民の声（市民意識調査や傍聴アンケート等）の活用
- 複数議員による質問内容の重複
- 市長、教育長等特別職による答弁

議会事業評価報告(個別評価)

【No.11】

事業名		議会運営委員会の充実				第 6 条
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ ほぼ達成	△ 不十分	× 未実施
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 繼続	3. 改善
5. 終了		2	6. 休止	7. 廃止		

【評価説明】

議会運営委員会は地方自治法の根拠のもと、豊田市議会委員会条例に基づいて設置され、本市では10名で構成され、任期は1年である。

本市議会では、これまで相対的に特段の問題もなく、その役割を果たしているが、本市議会が市政への市民の意思の的確な反映及び議会の活性化を図り、市民にわかりやすい開かれた議会を実現するためには、議会運営委員会の果たすべき役割は大きく、引き続き充実していく必要がある。

『各種法令における議会運営委員会の役割』

<地方自治法>

議会運営委員会は次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

<豊田市議会申合せ>

申109 議会運営委員会における協議事項は、次のとおりとする。

- ①会期、議事日程及び議案、発言の取扱いに関すること
- ②特別委員会の設置、廃止に関すること
- ③議会関係の条例及び規則の制定改廃に関すること
- ④議会の予算に関すること（予算計上前調整）
- ⑤意見書、決議案の取扱いに関すること
- ⑥請願、陳情の取扱いに関すること
- ⑦議長の諮問に関すること
- ⑧その他円滑な議会運営に必要なこと

『議長諮問による議会運営委員会の検討事項』

平成21年度：4件（専決処分事項の確認事項ほか）

平成22年度：3件（5月臨時会における執行部の出席ほか）

平成23年度：6件（予算決算委員会における議案質疑発言時間の見直しほか）

平成24年度：2件（行政計画策定にかかる議決までの運用、議会活動の情報発信）

『今後の課題』

- ・ 議会運営委員会検討事項の積極的な実施
- ・ 専門的知見の活用、必要に応じて公聴会及び参考人制度の活用
- ・ 議会運営委員会役割の確認、再認識

議会事業評価報告(個別評価)

【No.12】

事業名		常任委員会の活動の充実				第 6 条
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性		1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

常任委員会は、地方自治法を根拠として、豊田市委員会条例に基づいて設置され、本市では、執行機関の部局を振り分け、それを所管事項とする5つの委員会と予算決算に関する事項を所管とする予算決算委員会の6つの常任委員会を設置している。

各常任委員会は、その部門における執行部の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査するとされ、必要に応じて公聴会の開催や参考人召致が認められ、必要な手続きをとれば、閉会においてもその所管事務について調査ができる。

なお、予算決算委員会は平成18年度から特別委員会として設置してきたが、議長諮問による議会運営委員会で検討した結果、平成21年から常任委員会とした。

《実施概要》

- ・ 議案（請願等を含む）審査
定例会及び臨時会において、付託された案件の審査〔質疑、意見、討論、表決〕
- ・ 所管事務に関する先進地視察
実施後、資料とともにその内容及意見等を執行部に提供
- ・ 閉会中の所管事務調査
所管事項に関して実施（平成19年度～23年度：事件・事故関連で4件実施）
- ・ 所管部局からの重点目標の聞き取り、審議会の報告、各種行政計画の報告

※ 常任委員会の情報開示：委員会の傍聴を認め、会議録を開示

（豊田市議会会議録索引システム、市政情報コーナー）

《今後の課題》

- ・ 閉会中を含め、積極的な所管事務調査の実施
- ・ 委員会外部からの意見聴取（参考人、公聴会制度等の活用、専門的知見の活用）
- ・ 視察内容の執行部への情報提供のあり方（例えば報告会の実施）
- ・ 常任委員会のケーブルテレビ、ホームページによる生中継、録画中継
- ・ 議会報告会等議会として、また議員個人による市民への情報発信
- ・ 審議会の報告のあり方（審議経過、結果等をより詳細に報告）

議会事業評価報告(個別評価)

【No.13】

事業名		閉会中の所管事務調査の積極的な実施				第 6 条
評価	達成状況	△	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	1	1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

豊田市まちづくり基本条例において、議会の責務として市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能を果たすことが明記されており、議会運営委員会及び各常任委員会はその所管事務について、定例会中のみならず常に監視機能を果たすことが求められている。

最近、行われた閉会中の所管事務調査は、以下に示すとおり、事件・事故に関するものであった。

《最近行った閉会中の所管事務調査》

- ・ 豊田スタジアム屋内プール天井落下事故〔平成19・20年度〕
- ・ 日本環境安全事業株豊田営業所PCB漏洩事故〔平成22・23年度〕
- ・ 幸町の農地転用問題〔平成21年度〕
- ・ 公費で購入した収入印紙の使途不明事件〔平成22年度〕

《今後の課題》

- ・ 事件・事故以外での所管事務調査
- ・ 専門的知見の活用、必要に応じた参考人、公聴会制度の活用
- ・ 所管事務における重要課題についての調査（執行部からの聞き取り、現地確認、関係者等意見聴取など）、研究（専門家による研修）の実施
- ・ 積極的な所管事務調査を行うことに対する議員の意識改革

議会事業評価報告(個別評価)

【No.14】

事業名		市民シンポジウムの実施				第7条、第15条		
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ ほぼ達成	△ 不十分	× 未実施		
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善	4. 縮小	5. 終了

【評価説明】

平成 22 年度に議会活性化特別委員会を設置し、実施要綱案を作成。それを踏まえ翌年度に議会活性化推進特別委員会を設置し、実施方法を検討。以下のとおり 1 回実施した。

《開催概要》

平成 24 年 11 月 3 日（木・祝） 午後 2 時～4 時

豊田産業文化センター 小ホール 一般参加者 125 人 議員 45 人

第1部 豊田市の議会活性化 「議会基本条例と議会活性化の取組み」

第2部 ～榎原康政公ゆかりの四市による議会活性化シンポジウム～

「開かれた議会を目指して！議会・議員の役割、責務」

シンポジスト 姫路市・上越市、館林市、豊田市の各議会

<今後の取組内容（H22・23 議会活性化推進特別委員会提言）>

- ・市民と共に考える活動として年 1 回以上の開催とし、議員研修会を兼ねる
- ・テーマは重要課題、重要議案など、担当となる常任委員会の所管事務事項から選定
- ・特別委員会のテーマに基づく、シンポジウムの開催も必要に応じて検討

《実施による反省点》

- ・事前準備など、議員及び事務局の役割分担と連携体制を構築する必要性あり
- ・今回は議員の口コミによる PR が中心であった。今後は様々な広報手段が必要
- ・アンケートは市民の考えを知るうえで参考になるため、今後も実施すべき

《今後の課題》

- ・テーマは市民が関心のあるテーマにすることが重要であり、その時流に沿ったテーマが良い。市民から募集する方法も必要あり。
- ・継続拡充していくことが大切であり、議会の説明責任を果たしていくことになる。
- ・開催情報は様々な媒体などを使い広く広報し、参加人数の増加に繋げる必要あり
- ・形式に捉われず、柔軟な考えを持って企画運営し、参加した市民が「参加して良かった、話を聞いて良かった」と思える身近なシンポジウムにすべき。
- ・運営体制及びテーマ選定組織の再検討（例えば議会報告会運営委員会）

議会事業評価報告(個別評価)

【No.15】

事業名		市長等との関係				第 8 条
評価	達成状況	△	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方向性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえる必要性については、議会基本条例制定後、全議員が意識するようになってきた。

事務執行の監視・評価は、常任委員会等において隨時行い、議員活動で収集した市民の意見も踏まえ、市民の目線によりチェックを行い、その機能を果たしている。

政策立案及び政策提言については、他市の先進事例視察等、調査・研究により得た情報を基に、市民意見を踏まえ、本会議の一般質問等において隨時、政策提言を行っている。なお、常任委員会及び特別委員会において視察調査した事項については、本市に取り入れるべき内容等の意見と関係資料を執行部の関係部局に情報提供している。

また、各種行政計画、事務の執行状況などにおいては、各会派において（会派に属さない議員は個人）、執行部に対して隨時説明を求め、執行が適切になされているか確認し、必要に応じて意見している。

しかしながら、執行部が提出する政策議案と同じくらいの件数の政策議案を議会側から提出できていないのが現状である。

今後、市民福祉の向上及び市政の発展に取り組むという視点は市長等と同じではあるが、立場及び権能の違いを意識し、常に緊張ある関係の構築が図られるよう、更なる努力が必要である。

《今後の課題》

- ・市民の立場に立った政策議案を議会側から積極的に行っていくための意識醸成と環境整備
- ・当面の方策として、今年度（平成 24 年度）に、議会活性化推進特別委員会において、議会として、全議員が同じ立ち位置で政策提言ができる政策議案を検討

議会事業評価報告(個別評価)

【No.16】

事業名		確認の機会の付与				第 9 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

平成 20 年から各会議において、審議、審査の充実を図るために、会議等の論点等を明確にする必要があると認めた時は、執行部に対して確認の機会を付与することができるとした。

これまでには、本会議においては 3 件、委員会においては 5 件、質問の主旨等の確認がなされた。

とりわけ、平成 22 年 5 月市議会臨時会に議員提出議案として提出した豊田市議会議員政治倫理条例においては、執行部より議案の主旨等を確認する質問が事前通告として提出され、議員がそれに対する答弁を実施した。この議員提出議案に対する確認の機会を付与しているのは、当時、中核市以上では大分市議会しかなく、全国的に非常に珍しく、先進的な取組であった。

ただ、問題点として、議事説明員（執行部）が手順等を良く理解していないため、議長、委員長の許可を求めず、発言するケースが見受けられた。

そこで、平成 24 年 3 月市議会定例会より、本会議場の執行部席に確認の機会の手順書を備えることとし、必要に応じて行えるような環境を整備した。

《今後の課題》

- ・ 議事説明員（執行部）及び議員に対するルール、手順の周知

議会事業評価報告(個別評価)

【No.17】

事業名		基本的計画の議会への説明				第 10 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

行政計画策定にかかる議会への報告は、平成 21 年度議会条例検討特別委員会で調査研究結果として提言された報告運営要領に基づき、議会に報告することとした。

《実績》

平成 22 年度：新・豊田市食育推進計画はじめ 4 件

平成 23 年度：第 5 期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画はじめ 6 件

平成 24 年度：（仮）第 2 次まちづくり基本条例戦略プランはじめ 10 件

《報告対象》

議会へ報告する計画は、議決対象以外の豊田市基本構想を実現するために策定される計画で、重要性があり計画期間が相当年数あるもの。

《報告手順》

- ① 毎年度 4 月初旬、執行部へ報告対象に該当し今年度策定する行政計画について、行政計画策定書の提出を依頼。
- ② 執行部は、議会事務局と調整のうえ、報告書を議会に提出
- ③ 行政計画報告一覧表を作成し、議長から各派代表者会議、議会運営委員会に諮った後、執行部へ通知。
- ④ 執行部は、毎年度 6 月市議会定例会の常任委員会における重点目標説明時に、計画の概要を説明。
- ⑤ 執行部は、計画の立案過程において、次に掲げる事項を常任委員会へ報告。
 - ・ 計画の策定目的、根拠法令
 - ・ 計画の概要
 - ・ 策定スケジュール
 - ・ その他必要と認められる事項
- ⑥ 各定例会での報告を基本とするが、必要に応じ閉会中においても常任委員会を開催する
- ⑦ 各定例会で報告する様式は、行政計画策定経過報告書を基本とする。

《今後の課題》

- ・ 常任委員会における討議の場の設定

議会事業評価報告(個別評価)

【No.18】

事業名		議会で議決すべき事件の拡大				第 10 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

豊田市議会の議決すべき事件に関する条例【平成 22 年 3 月 24 日制定、同年 4 月 1 日施行】

《制定までの経緯》

- ・ 平成 21 年 5 月 14 日議会条例検討特別委員会を設置し、議会基本条例第 10 条に基づく議決事件について調査研究を開始
- ・ 本市の関係例規の把握、政令市、中核市、特例市（計 100 市）の制定状況調査
- ・ 先進都市行政視察（長崎市、福岡市、京都市）
- ・ 条例案の骨子、基本構成の検討、条例案の検討、素案の作成
- ・ 条例案のパブリックコメント実施
- ・ 条例案の確認、市民意見聴取結果の分析および回答作成
- ・ 条例及び運営要領の制定、特別委員会終了

《議決事件の考え方》

ア 目的

議事機関として地方公共団体の意思決定を行う議会が、重要な行政計画等について議決することにより、行政計画の実効性を高め、行政計画等を推進する執行機関への監視機能についても充実を図る。

イ 対象とする計画（下記に該当する計画で、計画期間が 5 年を超えて継続するもの）

- ①部全体に関わるもの
- ②複数の部にまたがり多くの所管が関わるもの
- ③市民生活に重要な影響を与えるもの

ウ 追加・削除

議決の対象とするか否かは議会が判断する。

エ 議決内容

原則として、文字表記（地図、表を含む）とする。

オ 期待される効果

議会で議決された計画として位置づけられることで複数の部や課の関わる計画では協力体制が機能し易くなる。議会審議を通じて、「職員とは別の視点」を持つ議員により様々な角度から検証され、「より実効性の高い」計画になる。

《議決対象とする行政計画》

- ① 豊田市都市計画マスタープラン
- ② 新健康づくり豊田 21 計画
- ③ 豊田市教育行政計画
- ④ 豊田市環境基本計画
- ⑤ 豊田市子ども総合計画

《今後の課題》

- ・ その他案件（市民の誓い、姉妹都市提携、都市間協定）に対する議決の是非は今後検討
- ・ 議決にあたり、議案内容、審査方法等、審査のあり方について検討が必要

議会事業評価報告(個別評価)

【No.19】

事業名		適切な監視及び評価の実施				第 11 条
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性		1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

議会は、二元代表制の下、市長等の行う事務が公平性及び効率性をもって行われているかを監視し、効果及び成果について評価することをその責務とされており、必要性が認められるときは適切な措置を講ずるよう促すべきとされている。

本市議会では、多くの場面において、事務執行の監視及び評価を行い、必要に応じて、意見等により適切な措置を講ずるよう促している。

«実施概要»

<監視・評価の内容（例）>

- ・ 条例等の議案審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査）
- ・ 予算及び決算に関する審議（本会議における議案審議、委員会における議案審査）
- ・ 一定額以上の契約に対する議決
- ・ 代表質問、一般質問
- ・ 本会議及び常任委員会における討論
- ・ 議決すべき事件に関する条例に基づく主要基本計画の議決
- ・ 年度当初における重点取組項目の説明
- ・ 各定例会における審議会、重要計画の審議経過の報告
- ・ 事件、事故が発生した際の所管事務調査の実施
- ・ 監査委員からの報告
- ・ 例月現金出納検査
- ・ 市が出資している団体（協会・公社等）の経営状況の報告
- ・ 一定の役職に対する選任同意権の行使
- ・ 主要施設新築・改築の事前視察の実施
- ・ 執行部からの情報提供（報道機関への発表案件等、各種情報）
- ・ 執行部からの報告（事件、事故等）

※ その他、監視等の一般例として、首長（市長）の不信任議決権、地方自治法第100条に基づく調査権などがある。

«今後の課題»

- ・ 閉会中を含め、委員会の所管事務調査の更なる実施
- ・ 予算執行の進捗状況を段階的に把握し、提言する仕組みの検討
- ・ 定期的に執行部の事務を評価する項目の選定を検討
- ・ 重要課題に対し、専門的な知見の活用や公聴会及び参考人制度を必要に応じて活用

議会事業評価報告(個別評価)

【No.20】

事業名		議会機能の強化				第 12 条	
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ほぼ達成	△ 不十分	×未実施	
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善	4. 縮小
				5. 終了	6. 休止	7. 廃止	

【評価説明】

議会は、二元代表制の下、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化すべきとされている。

本市議会では、議会機能の強化として、会派の活性化支援、事務局機能の強化、事務局への法制執務経験者への配置などを行い、議会機能の強化に努めてきた。

議会の責務である行政事務執行の監視及び評価、政策立案、政策提言を行うためには、議員の能力の向上に努め、引き続き議会機能を強化していくことが重要である。

《実施概要》

<議会機能の強化の実施例>

- ・ 特別委員会設置による市政課題への対応
- ・ 会派の活性化支援（会派補助員の配置）
- ・ 事務局職員の増員（平成22年度、平成24年度に各1名増員）
- ・ 事務局への法制執務経験者の配置（平成17～20年度、平成22～23年度）
- ・ 議員の資質向上（研修、講演会、勉強会など）
- ・ 時代を捉えたテーマによる議員研修の実施

《今後の課題》

- ・ 議長権能の強化（人事権、議会召集権、議会費予算に関する権利）
- ・ 正副議長を支える体制の強化
(議会運営委員長、常任委員会委員長の役割、権限、協力体制)
- ・ 法制執務能力を備えた事務局職員の配置など、事務局機能の強化

議会事業評価報告(個別評価)

【No.21】

事業名		調査権の行使				第 13 条	
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ほぼ達成	△ 不十分	×未実施	
	今後の方針性		2	1. 拡充	2. 継続	3. 改善	4. 縮小
				5. 終了	6. 休止	7. 廃止	

【評価説明】

議会が持つ調査権とは、狭義的には地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権（通称「100条調査権」）をいうが、この議会基本条例第13条第1項でいう調査権は、議会の監視権に基づき市政の課題に関し、必要に応じて行う調査を含めた広義の調査権と捉えて評価する。

1) 執行機関に対する監視権に基づく調査権

議会の持つ権限として監視権があり、議会は住民の代表機関であることから、住民に代わって地方公共団体の行政の執行を事前または事後に監視し、執行機関を牽制する必要がある。監視権の一つに「調査権」があり、議会として常任委員会における所管事務調査権を活用し調査活動等をしている。

《最近行った所管事務調査権》

- ①豊田スタジアム屋内プール天井落下事故（H19. 20年度）
- ②幸町の農地転用問題（H21年度）
- ③日本環境安全事業（株）豊田営業所P C B漏洩事故（H22. 23年度）
- ④公費で購入した収入印紙の使途不明事件（H22年度）

2) 100条調査権

地方自治法第100条に根拠を有する議会の調査権を「100条調査権」とい、当該普通地方公共団体の事務に関し議会が調査を行うことができる権限を言う。

その目的は、地方公共団体の事務にかかる範囲で起こった不祥事、事件等に対し、発生するにあたっての原因として①組織や人事管理に問題は無かったか②背景にはどのようなものであるか③事務の執行が適正の行われていたか④今後、不祥事、事件等が起こらない体制をどう築くかについて執行機関とは違う立場から行政の適正執行、再発防止を調査の目的としている。本市議会では実施した事例はない。

3) その他

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会は、議会として予算執行された事例、未執行の先進地の事例を調査する目的として管外、管内視察を行っている。

《今後の課題》

- ・ 調査権を行使するための情報収集体制の強化
- ・ 調査権を行使するための調査予算の確保

議会事業評価報告(個別評価)

【No.22】

事業名		専門的知見の活用				第 13 条
評価	達成状況	×	◎ 達成	○ ほぼ達成	△ 不十分	× 未実施
	今後の方向性		1. 拡充	2. 継続	3. 改善	4. 縮小
			5. 終了	6. 休止	7. 廃止	

【評価説明】

地方分権の進展に伴い、常任委員会による議案審査や所管事務調査、特別委員会における調査研究事項において、より専門的で幅広い知識が求められる。

平成21年度の議会運営委員会の検討事項として、専門的知見の活用は地方自治法第100条の2の規定に基づき実施することが望ましく、必要な事案が発生した場合は速やかに対応できるよう、常任・特別委員長会議において周知すべきとされた。

本市では、議会基本条例の策定時や議員定数に関するシンポジウム、議員研修において専門家を講師として招き、研修・調査活動に活かしたことはあるが、地方自治法第100条の2に基づく専門的知見を活用した事例はない。

今後は、専門的事項に係る調査依頼（地方自治法第100条の2）や参考人の招致など、専門的知見の活用に積極的に取り組んでいくべきである。

なお、議会費において、専門家助言費用を毎年20万円予算計上している。

《その効果》

- ・ 本会議及び委員会での審査及び調査の充実
- ・ 議会及び議員の政策形成機能の向上

＜根拠法令＞

○地方自治法 第100条の2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者を有する者等にさせることができる。

《今後の課題》

- ・ 専門家等を招致し、意見を聞く場合、専門家によってその主張や見解が異なる場合があり、誰を招致するか、どこまで招致するかなどの判断が難しい。
- ・ 専門的知見の活用としては、非公式の意見交換や研修の講師とする方法もあり、内容ごとに判断が必要。
- ・ 参考人制度を活用する場合、運用規定等を策定する必要がある。
- ・ 専門的知見の活用は他市町村でも事例は少なく、活用方法については慎重に検討が必要。
- ・ 地方自治法第100条の2に基づく調査案件が発生した場合の予算措置。

議会事業評価報告(個別評価)

【No.23】

事業名		使途基準及び額の検証 (政務調査費)				第 14 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	1	1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

議会基本条例の第14条第2項において、「会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務調査費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする」と規定している。

本市議会では、政策形成能力の向上を図るため、政務調査費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行っている。

しかし、平成24年9月に地方自治法が改正されたことを受け、使途基準について検討していく必要がある。

《実施概要》

政務調査費の使途基準

項目	内 容	使途の例示
研究研修費	研究会、研修会等を開催するために要する経費又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費	会場費、器材借上料、講師謝金、出席者貢担金・参加費、旅費、郵送料
調査旅費	先進地調査又は現地調査（日本国内の調査に限る。）に要する経費	旅費、施設入場料
資料作成費	調査研究活動に必要な資料及び調査報告書等の作成に要する経費	写真現像代、印刷製本費、筆耕翻訳料
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費	新聞購読料、雑誌購読料、図書代
広報広聴費	調査研究活動、議会活動及び市政について住民に報告するための経費並びに広く住民等から市政及び会派の政策等に関する要望、意見等を聴取するための会議に要する経費	筆記具代、用紙代、カセットテープ・ビデオテープ代、印刷製本費、茶菓子代、委託費、会場費（光熱水費を含む。）、器材借上料
会議費	市政に関する要望、意見等を各種団体等から聴取するための会議及び会派が政策等を審議するための会議に要する経費	会場費、器材借上料、印刷製本費、茶菓子代、通常用いられる程度の食事代、郵送料
事務費	消耗品の購入に要する経費	筆記具代、用紙代、カセットテープ・フロッピーディスク代
その他経費	上記以外の経費で、調査研究活動に必要な経費として議長が定めるもの	

《今後の課題》

- ・ 地方自治法の改正（平成24年9月）に伴う使途基準の再検討
(名称が「政務活動費」に変わり、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改まる。政務活動費に充てができる経費の範囲は条例で定める)
⇒ 政務調査費を引用している条例、規則、要領、内規等の改正が必要
- ・ 額の検証
⇒ 2年に一度開催される「議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会」の答申に従い検証している

議会事業評価報告(個別評価)

【No.24】

事業名		適正な支出の確認（政務調査費）				第 14 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

政務調査費は、市議会の議員の調査研究に必要な経費の一部を補助することにより、市議会の議員の政策形成能力の向上及び市議会の審議機能の強化を図り、もって住民自治の確立と地方分権時代に即した市政の実現に寄与することを目的として、地方自治法の規定により当該自治体から会派及び議員に対し交付されている。

本市では、「豊田市議会政務調査費条例」「豊田市議会政務調査費交付規則」「豊田市議会政務調査費規程」に基づき、関係書類の作成、証拠書類の添付、保存、閲覧等を通して適正な支出の有無が確認されている。

なお、収支報告書は市役所の市政情報コーナーに設置している「議会コーナー」において、誰でも自由に閲覧することができる。

《実施概要》

- ・ 会派の経理責任者及び議員が、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、領収書等の証拠書類の写しを添えて、翌年度の4月10日までに議長に提出
- ・ 議長が収支報告書の写しを市長に送付
- ・ 議長は、提出された収支報告書等を提出期限の日から5年を経過する日が属する年度末まで保存
- ・ 議長が収支報告書等を市民の閲覧及び複写に供するものとしている
(市民は収支報告書等の提出期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から閲覧及び複写が可能)
- ・ 会派の経理責任者及び議員が、政務調査費の支出について会計帳簿等を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日が属する年度の末日まで保管

《今後の課題》

- ・ 地方自治法の改正（平成24年9月）に伴い、使途基準、更なる使途の透明性の確保策などの見直しについての検討
- ・ 政務調査費に関連する例規の見直し

議会事業評価報告(個別評価)

【No.25】

事業名		市民意識調査の実施				第15条、第16条
評価	達成状況		○	◎ 達成 △ 不十分	○ ほぼ達成 × 未実施	
	今後の方向性		2	1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止 4. 縮小

【評価説明】

平成22年度に議会活性化特別委員会を設置し、実施要綱案を作成。それを踏まえ翌年度に議会活性化推進特別委員会を設置し、実施方法を検討。平成23年度において以下のとおり実施した。

《実施概要》

実施年月 平成24年11月

対象者 豊田市在住の20歳以上の市民

調査方法 無作為抽出した市内在住約6,500人に郵送により配布・回収
(執行部が行っている市民意識調査とあわせて実施)

有効回収数 4,008票 有効回収率 61.7%

設問 議会への関心の有無など議会に関する14の設問と自由記載

今回、議会に関する市民意識調査を初めて実施したが、市民の議会に対する意識や考え方、情報の手段・到達度などを知るうえで、大変重要な調査である。今後も継続していくべき事業である。

なお、このような、議会に関する市民意識調査を実施している議会は、全国的にも稀であり、先進的な取組と評価できる。

<次回以降の実施方法 (H23議会活性化推進特別委員会提言より) >

- ・ 今後も、執行部の行う市民意識調査とあわせて2年ごとに行う。
- ・ 設問は、しばらくは定点観測が必要と思われるため、今回の設問を基本とし、必要に応じて見直しを行う。

《今後の課題》

- ・ 調査結果の分析と施策への反映の仕組みの構築

議会事業評価報告(個別評価)

【No.26】

事業名		参考人の招致				第 15 条
評価	達成状況	×	◎ 達成	○ ほぼ達成		
	今後の方針性		△ 不十分	× 未実施		
		1		1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止 4. 縮小

【評価説明】

参考人制度

委員会において、当該団体の事務に関し、調査又は審査のため必要があるとき、当事者や利害関係人、学識経験者からの意見を求める。なお、本会議における参考人制度については、平成24年の地方自治法の一部改正により、本年9月5日より可能となった。

- ・ 委員会において出席委員の過半数の議決で参考人として招致すべき人を決定
- ・ 委員会から議長に参考人への出席通知を出してもらうよう依頼
- ・ 参考人は委員会において委員長の許可を得た後、委員会が意見を聞こうとする案件の範囲内で発言。
- ・ 委員からは参考人に質疑ができるが、参考人から委員への質疑はできない
- ・ 依頼を受けた参考人の出席は任意。欠席しても罰則はない

本市議会においては、参考人制度を実施したことはない。

平成21年の議員定数検討特別委員会において、関係諸団体との意見交換を行ったが、この際は相手からの質疑を認めるなど、意見交換として実施したため、参考人制度にはあたらない。

《今後の課題》

- ・ 参考人制度を実施するには、参考人招致に関する運用規定等を策定する必要がある。
- ・ 専門家等を参考人として招致する場合、その主張や見解が異なる場合があり、誰を招致するか、どこまで招致するかなどの判断が難しい。
- ・ 参考人制度を利用するのか、意見交換という非公式の形でやるか、内容ごとに判断が必要。
- ・ 参考人の委員会への出席は任意であるため、おのずと限界がある。
- ・ 本会議においても公聴会を開催するには、豊田市議会会議規則の改正等が必要

議会事業評価報告(個別評価)

【No.27】

事業名		公聴会の実施				第 15 条
評価	達成状況	×	◎ 達成	○ほぼ達成		
	今後の方針性		△ 不十分	×未実施		
		1		1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止 4. 縮小

【評価説明】

公聴会制度

委員会において、広く議会外の意見を聴き、委員会での審査又は調査を充実させる等のために開催されるものをいう。

公聴会は審査及び調査を充実させるために行うものであるから、審査中に聞く必要がある。各委員の意見が表明される討論が開始される前までに公聴会を開催し、第三者から意見を聞き審査又は調査に役立たせる必要がある。

なお、本会議における公聴会の開催についても、平成24年の地方自治法の一部改正により、本年9月5日より可能となった。

- 当該委員会において開催の議決が必要。開催するにあたっては委員会での議決後、議長の承認が必要。
- 開催が決定したら、開催日時、場所、意見を聞こうとする案件、その他必要な事項を公示し、住民に公聴会の開催を通知する必要がある。
- 公述人（公聴会で意見を述べてもらう人）の選定方法は、公聴会の開催の公示を見て、文書により意見を述べる旨を申し出た者の中から選定する方法と、本会議もしくは委員会自らが利害関係者及び学識経験者を選定するという2つの方法がある。
- 公聴会は必ず公開しなければならない。
- 公述人は委員会において委員長の許可を得た後、委員会が意見を聞こうとする案件の範囲内で発言。
- 委員からは参考人に質疑ができるが、参考人から委員への質疑はできない。

本市議会においては、公聴会を開催したことはない。

《今後の課題》

- 手続きに多くの手順を踏む必要があり、ある程度の時間が必要であり、短期間に判断しなければいけない案件には不向きである
- 公聴会の開催に関する運用規定等を策定する必要がある
- 公聴会の開催について、どのように周知するかの方法を検討する必要あり
- 公述人の選定にあたっては、賛否が偏らないように選定しなければならない
- 公聴会制度を利用するのか、意見交換という非公式の形でやるか、内容ごとに判断が必要
- 本会議においても公聴会を開催するには、豊田市議会会議規則の改正等が必要

議会事業評価報告(個別評価)

【No.28】

事業名		その他媒体の検討				第 16 条
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針		1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

平成 23 年 11 月に実施した市民意識調査によると、市議会会議の見聞状況は「ひまわりネットワークで見たことがある」が 15.1%、「議場等で傍聴したことがある」が 4.2%、「市役所内のテレビで中継を見たことがある」が 3.4% である。

一方、「見たことや聞いたことがない」が 66.1% であり、今後、少しでも広く市民に市議会を理解していただくためには、新たな媒体の検討が必要である。

《現在の主な広報広聴機能》

- ・ 議会だよりの発行：年 5～6 回発行、広報とよたとともに、全戸配付
- ・ 市議会ホームページ：平成 9 年 7 月開始、24 年 4 月リニューアル
- ・ 市役所市議会コーナー：
- ・ 議会中継
 - ◆ ケーブルテレビによる施政方針、教育行政方針、代表・一般質問の生中継
 - ◆ エフエムラジオによる代表・一般質問の生中継
 - ◆ インターネットによる代表・一般質問の録画映像放送
- ・ エフエムラジオによる啓発番組：「市議会の扉」平成 20 年～23 年、月 1 回
- ・ 地域市議会報告会：平成 23 年 10・11 月実施、今後は年 4 回実施予定
- ・ 市民シンポジウム：平成 23 年 11 月実施、今後は年 1 回実施予定
- ・ 市民意識調査：平成 23 年 11 月実施、今後は 2 年に 1 回実施予定

《今後、可能性のある広報広聴媒体》

情報通信技術 (ICT) を駆使した情報の受発信

- ・ 無料の動画配信サービス [ユーチューブ、ユーストリーク]
- ・ ソーシャルネットワーキングサービス [ツイッター、フェイスブック]

《今後の課題》

- ・ 今後、可能性のある広報広聴媒体である情報通信技術を駆使した情報の受発信の導入についての調査研究
- ・ 現在中継していない常任委員会や議案質疑などについてのケーブルテレビ中継の検討

議会事業評価報告(個別評価)

【No.29】

事業名		委員会会議録の公開				第 17 条	
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施			
	今後の方針性		1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小	

【評価説明】

《現状》

豊田市議会委員会条例第 64 条：委員会の記録は、一般に公開する。

- ・ 議案を審査する委員会は全文筆記、その他の委員会は要点筆記
- ・ 市政情報コーナー及び議会図書室に配置
- ・ 平成 20 年 3 月以降開催分を平成 21 年 6 月 1 日から議会内 LAN 及び インターネットの検索システムにて公開
- ・ 市民等からの写しの交付又は閲覧の請求があったときは、豊田市情報 公開条例に基づき公開（平成 11 年 4 月 1 日から）

《参考情報》

- ・ 平成 23 年度実施の市民意識調査の結果によると、市議会だより以外 で議会に関する情報を得ている割合は 13.3%。その中における情報源 の内訳は、議員・会派等のたよりが 60.7%、新聞が 31.2%、CATV・ ラジオが 23.1%、市議会ホームページが 11.4%、その他は 6.9%

《今後の課題》

- ・ 会議の開催から会議録の公開までの期間を少しでも短縮する必要があ る
- ・ 委員会ではどのような内容を審査しているのかを市民にもっと PR し、 関心を持ってもらうことも必要

議会事業評価報告(個別評価)

【No.30】

事業名		委員会等の映像配信				第 17 条
評価	達成状況	×	◎ 達成	○ ほぼ達成		
	今後の方針性		△ 不十分	× 未実施		
		1		1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止 4. 縮小

【評価説明】

《現状》

本市議会では、南 71 委員会室で開催する議会運営委員会及び常任委員会の映像を庁内モニターに配信しているものの、ケーブルテレビやインターネットを活用した映像配信は行っていない。

《外部評価》

- 市民意識調査 [平成 23 年 11 月郵送実施、20 歳以上の市民(無作為抽出)、回収率 61.7%]
 - 市議会への関心を持っている割合は 30%強と決して高くない。また、女性の関心が男性に比べてやや低いこと、年齢層では特に 20 歳代の若年層ほど関心が低い結果が目立っている。
 - 市議会の会議を、「ひまわりネットワーク（ケーブルテレビ）の放送を見たことがある」が 15.1%、「傍聴したことがある」が 4.2%、市役所内のテレビで見たことがある」が 3.4%で、ケーブルテレビが大きな役割を果たしていることがわかる。
 - 市議会の会議を「インターネット録画放送」で見たことがある人の 38.8%が、また「ひまわりネットワーク（ケーブルテレビ）の放送」で見たことがある人の 16.5%が自発的に見ており、両メディアが市議会に関する情報ツールとして積極的に活用されている状況がうかがえる。また、市役所内のテレビ中継で見たことがある人は、「自発的に見た」と「偶然に見た」を合わせると約 75%にのぼる。
 - 「市議会の会議を見聞きしたことがない」場合の理由として、37.3%の人が「開催日・時間を知らない」と回答し、31.8%の人が「見聞きする方法がわからない」と回答している。
 - 自由意見として、よりオープンな議会にすべきとの意見や、議員の活動がわからないといった意見があった。

《今後の課題》

- 若年層や女性をターゲットとした市議会に関心を持ってもらうための情報発信の工夫
- 今後の権限移譲の進展、市民のライフスタイルの多様化や、市民意識調査の結果を踏まえ、様々な手段で会議を見聞きすることができる環境の整備に関する検討
- インターネット動画配信サイトの活用などを含めた、映像配信方法（手段）の検討
- 映像配信する会議の選定基準、映像の管理などに関する指針・要綱などの検討

※ 参考：委員会の傍聴者数（常任委員会及び特別委員会の合計）

- 平成 21 年：115 人、平成 22 年：75 人、平成 23 年：41 人

議会事業評価報告(個別評価)

【No.31】

事業名		会議録等議会活動資料の公開				第 18 条
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針		1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

《現状》

本市議会では、議会だよりやホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオなどの媒体を通して様々な議会活動に関する資料等を公開し、議会情報の見える化を行っている。

また、市役所南庁舎1階に市民が自由に閲覧することができる“市議会コーナー”を設置し、各種会議録をはじめ、議会要覧、特別委員会の調査研究結果報告書、政務調査費に関する収支報告書や領収書、各種委員会の視察報告書などを公開している。

開示・不開示の取り扱い判断については、豊田市議会情報公開取扱要領及び豊田市議会申合せにより、その取扱いを定めており、情報公開に関しては基本的に開示する方針としているものの、個人情報保護の観点から請願・陳情・要望等の署名簿や傍聴受付簿など不開示としているものもある。

ただし、「開示」としているものでも、その方法について、議会ホームページや議会だよりなどと具体的に指定されているものと、特段の指定がされていないものがある。

《外部評価》

市議会報告会アンケート〔平成23年10月・11月実施、回答者数計117名、寄せられた意見より〕

- ・ 議会のこと、議員のこと、議員と住民との約束に関するなどを知りたい。
- ・ 日ごろ議員が何をやっているのかを知りたい。
- ・ どのような問題が議員に寄せられているのかを知りたい。

《今後の課題》

- ・ 地方への権限移譲の進展を踏まえた、地方議会の情報公開に関する取組の検討
- ・ 市民目線に立った情報公開対象の選定
- ・ 市民のライフスタイルの多様化や、市民へのアンケート結果を踏まえた、多角的かつ効果的な情報公開手段に関する検討
- ・ 公開する情報と個人情報保護により公開しない情報の判断
- ・ 情報公開対象の拡大による事務の増加（ホームページ対応など）への対応

議会事業評価報告(個別評価)

【No.32】

事業名		議員政治倫理条例の制定				第 19 条
評価	達成状況	◎	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性	2	1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

豊田市議会議員政治倫理条例制定・施行済 【平成 22 年 5 月 13 日制定、同年 10 月 1 日施行】

《制定までの経緯》

- ・ 平成 21 年 5 月 14 日議会条例検討特別委員会を設置し、議会基本条例第 19 条に基づく議員の政治倫理条例の素案検討を開始
- ・ 本市の関係例規の把握
- ・ 政令市、中核市、特例市（計 100 市）の制定状況調査
- ・ 条例案の骨子の検討
- ・ 先進都市行政視察（長崎市、福岡市、京都市）
- ・ 条例案の基本構成の検討、条例案の検討、素案の作成
- ・ 条例案のパブリックコメント実施
- ・ 施行規則（規程）案の検討
- ・ 条例案の確認、市民意見に対する回答作成
- ・ 条例及び規程の制定、特別委員会終了

《基本構成・骨子》

ア 基本構成

京都市議員政治倫理条例を基準とする。ただし、別に定める運営規定等により、審査会の設置、対応等が機動的に図られるようなスタイルを目指す。

- ①目的、②議員の責務、④審査会の設置、⑤報告の要求、⑥委任
- ③政治倫理基準の遵守
 - ・不正な金品の授受
 - ・市職員の職務執行を妨げる不正な働きかけ
 - ・市等が行う請負等に関する不正な働きかけ
 - ・市職員の人事異動等に関する不正な働きかけ
 - ・批判を受ける恐れのある寄付を受けない

イ 市民の責務

ウ 審査会のあり方

エ 委任規定

オ その他

《今後の課題》

- ・ 審査会に付する案件が発生した場合の速やかな審査会委員の選任方法
- ・ 審査結果の市民への公表に関する規定の整理

議会事業評価報告(個別評価)

【No.33】

事業名		事務局機能の強化				第 20 条
評価	達成状況	○	◎ 達成	○ほぼ達成		
	今後の方針性		△ 不十分	×未実施		
		1		1. 拡充 5. 終了	2. 繼続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止 4. 縮小

【評価説明】

議会基本条例の第20条において、「議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化するものとする。」と規定している。基本条例制定後、事務局機能の強化に取り組んでいるが、「市民にわかりやすい開かれた議会」を実現するため、更なる事務局機能の強化が必要である。

● 議会事務局職員の配置状況

- ✚ 平成 24 年 4 月 1 日現在 23 名 (正規職員 17 名・特別任用職員 6 名 (内 OB 職員 1 名))
- ✚ 局長、局長補佐の下に 3 担当 (庶務担当、議事担当、調査担当) 体制
- ✚ 主に先進地視察調査の補助業務を行うため、OB 職員を特別任用職員として新たに配置 (平成 23 年度から)
- ✚ 図書室に特別任用職員を配置 (10:30~15:00) し、議員の調査研究業務を補助 (平成 22 年度から)
- ✚ 基本条例制定以降、法制執務の経験のある職員は平成 22・23 年度配置されたが、平成 24 年度は配置されていない。

【参考】 近隣中核市の状況

豊橋市：事務系正規職員 15 名 (うち、法規精通職員の配置人数 0 人)

岡崎市：事務系正規職員 13 名 (うち、法規精通職員の配置人数 0 人)

《今後の課題》

- ・ 事務局職員の増員による事務局機能を強化。
- ・ 事務局に法制執務能力のある職員を配置。
(法制執務経験のある職員の配置及びOB 職員の活用、執行部法規担当の兼務辞令等)
- ・ 事務局職員の資質向上のための職員研修等を充実。
- ・ 事務局職員配置に対する議長権能の向上 (市長協議の強化)
- ・ 議会としての選任職員 (プロパー) 職員の採用

議会事業評価報告(個別評価)

【No.34】

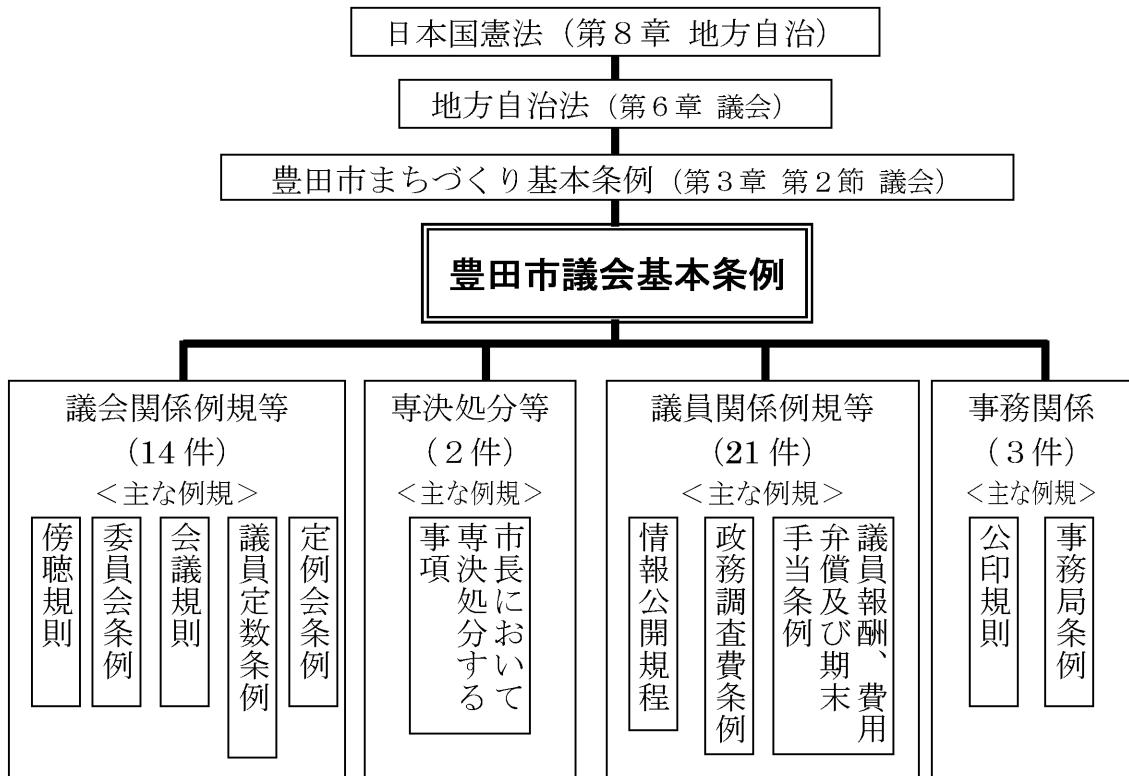
事業名		最高規範性の維持				第 21 条	
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施	1. 拡充 2. 繼続 3. 改善 4. 縮小 5. 終了 6. 休止 7. 廃止		
	今後の方針						

【評価説明】

議会基本条例の第21条において、「この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない」と規定している。

条例等の制定・改正にあたっては、この条文に則して実施しているが、今後も引き続き議会基本条例の最高規範性を維持していく必要がある。

《議会関係例規の体系図》



《基本条例制定後の例規制定・改訂》

特別委員会の設置、定数条例の一部改正、議決すべき事件に関する条例制定、議員政治倫理条例制定、委員会条例の一部改正、基本条例の一部改正

《今後の課題》

- ・ 基本条例の趣旨尊重及び整合性のチェック、判断に要する専門的知識・体制の整備

議会事業評価報告(個別評価)

【No.35】

事業名		条例の評価・検証の実施				第 22 条
評価	達成状況	○ 2	◎ 達成 △ 不十分	○ほぼ達成 ×未実施		
	今後の方針性		1. 拡充 5. 終了	2. 継続 6. 休止	3. 改善 7. 廃止	4. 縮小

【評価説明】

平成 23 年度において議長から議会運営委員会に対して、「豊田市議会基本条例の運用に関する方針の検討」が諮問され、議会運営委員会において検討事項として協議された。

その結果、特別委員会において議会基本条例の評価・検証を実施し、優先的に取り組む必要があるものについては、平成 24 年度中に調査研究を進め、可能なことから実現を図っていくこととされた。

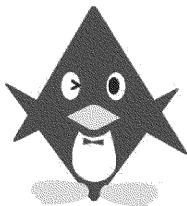
平成 24 年 5 月 17 日、議会活性化推進特別委員会が設置され、調査研究項目として『議会基本条例の検証及び評価』を行うことが決定し、平成 24 年度において調査、研究を実施中。

«議会活性化推進特別委員会での調査、研究の経緯»

- 検証及び評価の手順方法の検討
- 検証・評価の個票案の作成
 - ① 委員を 3 つのグループに分け、個票案を作成
 - ② 昨年度実施した市民意識調査の結果を考慮する
 - ③ 各条における具体策は昨年度の議会運営委員会からの申し送りのあった運用評価（案）を参考にする
 - ④ 個票作成にあたっては、評価と今後の方向性を明記するとともに、これまでの経緯、実施した内容、課題等を記入する
- 事業評価の決定を受け、優先すべき事業、その検討手段等を確認（予定）

«今後の課題»

- 今後も市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて検討が必要
- 検討を実施する主体（特別委員会、議会運営委員会、その他）及び優先順位の検討
- 各条文に基づく施策について、会派間の考え方の違いに対する協議、調整



平成24年度
議会活性化推進特別委員会
調査研究結果報告書